

暮らしの*i*Information

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【確定申告の時期です】

e-Taxは国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。<http://www.e-tax.nta.go.jp>

■e-Taxの利用手続きがより便利になります
「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成してe-Taxで申告書を送信する場合、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の選択ができるようになりました。スマートフォンやタブレット端末をお使いの方でe-Taxによる送信をされる方は、「ID・パスワード方式」をご利用ください。
ID・パスワードは、税務署にて職員と対面による本人確認を行った後に発行されます。運転免許証などの本人確認書類の持参が必要です。

■「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出された方へ
ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。
■税務課住民税係 ☎ 56－8003

【お気軽に納税相談を】

「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けていますので、お気軽に納税係（窓口⑨）へ連絡またはお越しください。
■税務課納税対策室納税係 ☎ 56－8002

募 集

非常勤・パート職員募集

子育て支援センター非常勤職員

1名

■応募資格／保育士、教員（幼稚園・小・中・高校）免許のいずれか

■任用期間／4月～2020年3月（以降更新可能）

■業務内容／子育て相談、育児指導、育児情報の提供

■勤務時間／月～土曜日の8時30分～13時、9時30分～13時、13時～17時、9～17時で月124時間のシフト制※月1～2回土曜勤務有
■勤務場所／子育て支援センター
■賃金・待遇／月額11万4千円～15万6500円（社会保険・雇用保険）

■申込方法／履歴書にハローワークからの紹介状を添えて3月1日（金）までに提出

■園子育て支援センター

☎ 55－8355

小学校外国語通訳支援員 若干名

■応募資格／不問※教員免許がなければなお可、英語でのやり取りが可能な方（日本語がしっかりと理解できる方）

■任用期間／採用決定日～3月31日（以降更新可能）

■業務内容／町内の小学校において対象児童に対し外国語通訳業務全般を行います

・日本語指導
・授業内容の通訳業務
・学校生活全般のサポート（場合によって翻訳業務有）
・その他右記に付随する業務全般

■勤務時間／8時30分～15時のうち5時間程度

■勤務場所／町内小学校

■賃金・待遇／時給1500円（社会保険・雇用保険・通勤手当）、週休二日制（土日祝）

※学校行事により、休日勤務の場合振り替え有、夏期・冬期休業中は勤務がないため賃金は支給されません

■申込方法／履歴書を提出

■園教育委員会学校教育課

☎ 56－8018

自衛官募集説明会

自衛官候補生

■日時／2月3日（日）、11日（月）の10時～15時

■場所／札幌地方協力本部俱知安地域事務所（南3東1）

※その他の日時で説明を受けたい場合は別途調整をします

■俱知安地域事務所 ☎ 23－3540

■笹山武市 ☎ 22－2433

■佐名木幸子 ☎ 22－4302

■清水礼子 ☎ 22－0075

■古谷和之 ☎ 23－3165

行政相談委員の募集

行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱される行政相談委員2名を募集します。

■応募資格／

○65歳未満で町内在住者
○次のいずれかに該当しないこと
・公職選挙法第3条に規定する公職にある者、公職の候補者として立候補している者および公職の候補者として立候補する予定であるもの

・常勤の国家公務員および地方公務員

○地域の事情に明るいこと

○委員にふさわしくない非行のない者

■任用期間／4月1日～翌々年3月31日※2年ごとに任期を更新

■業務内容／

○国の行政機関の業務に関する苦情などの相談に応じ、申出人に必要な助言をし、および関係行政機関などに苦情などを通知することなどを業務とする。例えば次のような業務

・2カ月に1～2回の行政相談所の開設（1回2～3時間程度）
・行政相談制度の広報活動
・研修会への参加（函館市（5月下旬）、近隣町村（年3回程度）など

■勤務時間／所定の勤務時間はなく、行政相談員としての活動に要する時間が勤務時間となります
■勤務場所／活動内容により異なります。例）自宅、公民館、役場など
■賃金・待遇／無報酬。ただし、行政相談員としての活動に要した事務費や会議への出席旅費などは、後日実費弁償します。

■申込方法／2月28日（木）までに履歴書を住民環境課生活安全係（☎ 56－8005）に提出

■園総務省函館行政相談センター

☎ 0138－23－0909

町営住宅入居者募集

■募集期間／2月1日（金）～15日（金）

一般世帯（家族）向け

・羊蹄団地（北3東7）

2LDK（2階）2戸

2LDK（4階）1戸

・望羊団地（北4東4）

2LDK（3階）1戸

高年齢者（60歳以上）向け

・望羊団地（北4東4）

2DK（2階）1戸※スロープ有

申請には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問合せ。

■園建設課住宅係 ☎ 56－8012

道営住宅入居者募集

■抽選日時／3月11日（月）10時～

■抽選会場／町公民館（南3東4）

一般世帯向け

・羊蹄団地（北3東7）

2LDK 1戸 駐車場有料

■申込場所、期間／町公民館（南3東4）、3月7日（木）～9日（土）、9時～18時※9日（土）は17時まで

■入居予定日／5月中旬

■その他／申込や入居に関する要件（抽選確率の優遇処置・住戸内の設備関係を含む）は直接問い合わせください

■園道営住宅指定管理者マંションマネージメントサービス（小樽市稲穂3丁目10番19号）

☎ 0134－34－1373

周 知

平成31年度放課後児童クラブ入会申し込み

町では、共働き家庭や母子・父子家庭など、留守家庭の主に小学校低

学年の児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、保護者が安心して働ける環境づくりのため、放課後児童クラブを開設しています。4月1日から入会を希望する方は、次のとおり申込みをしてください。

■受付期間／2月1日（金）～15日（金）

■開設場所／

○どんぐりクラブ

北児童館（北5西2）

○げんきっ子クラブ

俱知安小学校（南3東3）

○風の子クラブ

東小学校（北4東9）

○おおぞらクラブ

西小学校（南6西3）

■対象児童・入会の要件／町内の小学校に在籍している児童で、保護者の仕事や病気などを理由に、家庭での保護を受けることができない児童※入会定員を超えた場合、低学年を優先

■申込方法／申込書および勤務証明書などを提出

■費用／教材費の一部と傷害保険代（年間一人2千円）を申込時に支払い。行事などの経費は実費負担有※詳しくは問合せください

■園福祉医療課少子高齢化対策室福祉係 ☎ 23－0500

冬季生活支援費助成事業

灯油価格の高騰が町民生活に影響を及ぼしていることから、低所得など一定の基準を満たす世帯に助成をしています。

対象と思われる世帯にはお知らせしていますが、届いていない世帯で

次の要件に該当する場合は申請をしてください。

■基準日／平成30年12月1日現在

■対象世帯／平成30年度町民税非課税世帯で次の要件に該当すること

①高年齢者世帯／全員が70歳以上（昭和23年11月30日以前生まれの人）

②障がい者世帯／身体障害者手帳（1級または2級）・療育手帳・精神障害者福祉手帳を持っている、または障害年金を受給している（該当者が世帯主または配偶者、もしくは2親等以内の親族からなる世帯）

③ひとり親世帯／児童（平成12年4月2日以降に出生）を扶養する母子および父子家庭、または実際に扶養している、もしくは両親がいない18歳以下の子どもを養育している世帯

■支給額／1万2千円

■【対象にならない世帯】

生活保護世帯・施設入所や長期入院など、その他の理由により1カ月以上対象者が不在となる世帯・事実上他の者に扶養されている世帯

■手続きに必要なもの／世帯主の印鑑、通帳、保険証など本人確認のできるもの

※障がい者世帯は他に、各種手帳、障害年金証書または障害年金通知書

■受付期間／3月15日（金）まで

■園福祉医療課 ☎ 23－0500※高年齢者世帯は高齢者介護保険係、障がい者世帯・ひとり親世帯は福祉係へ問合せください

「道有林」への入林自粛について

エゾシカ狩猟期間中（10月1日から3月31日まで）は、多くの狩猟者が「道有林」へ入林します。狩猟に伴う事故防止のため、この期間中の狩猟目的以外での入林は控えてください。

エゾシカによる森林などの被害を低減するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

北海道水産林務部森林環境局道有林課道有林管理グループ ☎ 011-204-5519（直通）

ママにもできる！チャイルドカット 前髪カット講座

絵本の読み聞かせをするように、スキンシップをとりながらお子さんに似合う前髪カットができるよう、プロの美容師が、一人一人のお子さんをカットしながらレクチャーします。お気軽にお越しください。

※無料

■日時／2月18日(月)10時～11時

■場所／子育て支援センター（南3東5）

■美容室 KAZU ☎ 55-5751 美容室 COCO ☎ 22-5221

事業者・労働者の皆様へ

2019年4月1日から働き方改革関連法が施行されます。それに対応した36協定などに係るリーフレットが作成されました。

詳細については次のHPをご覧ください。

■厚生労働省／「働き方改革」の実

消防署からのお知らせ

インフルエンザが流行っています 注意しましょう

インフルエンザは普通の風邪に比べて症状が急激に現れ、倦怠感などの全身症状が強いのが特徴です。特に高齢の方や妊婦さん、乳幼児などが感染すると合併症状を起こし、重症化する場合があります。

日頃からの手洗い・うがいの徹底や、多くの人が集まるような場所に出かけるときはマスクを着用するなどしてインフルエンザの感染を防ぎましょう。

「インフルエンザかな？」と思ったら時は医療機関を受診しましょう。

12月末までの災害出動状況		
	平成30年	平成29年
火災	9件	12件
救急	809件	869件
救助	30件	25件
その他	127件	157件

現に向けて
https://www.mhlw.

go.jp/stf/seisakunitsite/

bunya/0000148322.html)

■北海道労働局／働き方改革

https://site.mhlw.go.jp/

hokkaido-roudoukyoku/

hourei_seido_tetsuzuki/koyou_

kintou/hourei_seido/_120025.

html

■相談窓口／

北海道働き方改革推進支援・賃金

相談センター

☎ 0800-919-1073

小樽労働基準監督署俱知安支署

☎ 22-0206

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付などの支給対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

■北海道労働局労働基準部労災補償課 ☎ 011-709-2311

■小樽労働基準監督署俱知安支署 ☎ 22-0206

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽窃盗事件の発生

スキー場において、スノーボードが盗まれる事件がありました。

▽器物損壊事件の発生

商業施設の駐車場において、車両に対する器物損壊事件がありました。

▽住居侵入事件の発生

宿泊施設内に無断で侵入される事件がありました。

交通事故

▽12月1日、町道の一時停止のある交差点において、車両同士の出会い頭事故が発生しました。

▽12月8日、国道5号線において、出合い頭で衝突する事故が発生しました。

12月末までの町内交通事故発生状況		
	平成30年	平成29年
人身	28件	29件
物損	768件	651件
死者	0名	0名

消費者コーナー

俱知安消費者協会

電話での商法のいろいろ

- ①「小売電力の契約で、月々の料金が安くなります」との誘いで、検針の内容を聞かれ、伝えたと契約書類を送ってきます
- ②「不用品を買い取ります」と言うが、実際は貴金属のみを買い取っていきます
- ③「電話が古く、今後使えなくなりますよ」と不安をあおり新たな契約を迫る
- ④「健康でいるために・・・」と親切に近づいてくる健康食品や化粧品の業者

これらが最近の傾向です。どれもすぐに悪質とは言い難いのですが、消費者を不安にさせるものです。

電話が来たらすぐに判断せず、一度電話を切りよく考え、わからない場合は消費者協会にご相談ください。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）

■月・水・金曜日 10時～15時 ☎ 23-1522

自動車事故対策機構からのお知らせ

介護料支給のご案内

自動車（バイク含む）事故による重度後遺障害（脳損・脊損）により介護を要する方へ、後遺障害の程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて月額2万9290円、13万6880円を支給します。

※介護保険サービス、労災の介護給付などとの併用はできません。ただし、自立支援法の基づくサービスを受けられている場合や、入院している場合も対象になることがありますので、問い合わせください。

交通遺児等育成資金貸付のご案内

自動車（バイク含む）事故により死亡または重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子弟に対し、月々一定額の育成資金を無利子で貸し付けします。

■貸付期間／貸付決定時から中学校を卒業するまで

■申込者／対象者を扶養している保護者（生活困窮世帯に限りです）

■返還方法／貸付期間終了後6カ月または1年経過した後に、月賦または月賦・半年賦併用による、20年以内の分割均等返還。ただし、高校、大学、その他各種学校への進学者は、卒業までの間、返還を猶予することもできます

交通遺児等友の会入会のご案内

自動車（バイク含む）事故により死亡または重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子弟のいる家庭に対し、旅行会や交流会、レクリエーションの開催や会報の配布（年4回）などを行っています。

■自動車事故対策機構札幌主管支所 ☎ 011-218-8155

http://www.nasva.go.jp/（「ナスバ」で検索）

ニュースと法律用語

ニュースなどで、「容疑者」、「被告」という言葉を聞くことも多いと思いますが、これらはいずれも報道慣行上用いられる言葉で、法律用語としては正確な表現ではありません。

「容疑者」とは、ニュースなどで、犯罪の嫌疑をかけられている人のことを指す用語として用いられていますが、法律用語では「被疑者」といいます（正確には、「容疑者」という言葉も一部法律に登場することがありますが、刑事手続において用いられる用語は「被疑者」です。).

また、「被告」という言葉ですが、ニュースなどでは、刑事事件で公訴の提起をされた人のことを「〇〇被告」と呼んで報じます。この言葉、法律上は、お金の貸し借りなどを裁判で争う民事事件で登場する用語で、民事裁判で訴えられた側を「被告」と呼んでいます。刑事事件で起訴された人のことは、法律用語では「被告人」と呼びます。

報道で「容疑者」という言葉が使われ始めたのは80年代からで、それまでは呼び捨てでした。しかし、無罪推定原則があるのに呼び捨てはおかしいとの議論が生じ、呼称をつけたのですが、「被害者」と聞き間違えやすいので、「容疑者」という言葉を使うようになったと言われています。また、「被告」という言葉が使われ始めた理由については、字数の制限とも、「非国民」と聞き間違えるからとも言われます。

正確な法律用語の使用方法ではありませんが、聞き間違えを防ぐための工夫があるのですね。



ようてい法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎ 21-6228

1月17日（木）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き		平成30年12月末現在
人口	男	16,634人（前月比 +648）
	女	8,550人（前月比 +385）
	世帯数	8,084人（前月比 +263）
外国人世帯数		9,395世帯（前月比 +644）
うち外国籍住民		1,978人（前月比 +650）